

「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準」

の一部改定に関するパブリックコメントの募集結果について

国土交通省では、平成21年9月8日から平成21年10月7日まで、「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準」の一部改定に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしましたところ、これに対して、1件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

ご意見の概要につきましては、本件に直接関係する部分に限らせていただきましたが、掲載しなかったご意見についても今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきたいと考えております。

皆様方のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。